

令和4年4月25日

保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）
利用の保護者の皆様

松戸市子ども部 保育課長

市独自の休園基準の見直しについて（お知らせ）

日頃より、松戸市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

保育施設においては、引き続き感染症対策を講じながら、段階的に制限を緩和しておりましたが、この度、保健所による濃厚接触者等の特定が再開されることとなりました。

これに伴い、令和4年2月1日付けでお知らせしました市独自の休園基準の運用期間を終了することといたしました。

今後につきまして、園児に陽性者が発生した場合は、濃厚接触者等の登園自粛について、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 適用開始日

令和4年4月26日（火）

2 保育料及び給食費

陽性者及び濃厚接触者の保育料は、登園自粛日数に応じて日割り計算を行い、差額を翌月以降に返還（充当）いたします。給食費については、各施設にお問い合わせください。

[お問い合わせ]

松戸市子ども部保育課

047-366-7351